

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

28年 6月30日

和歌山県知事

殿



提出者 株式会社 南部建設

住所 和歌山県 日高郡 みなべ町 芝 308番地

氏名 代表取締役 池田 裕仁

電話番号 0739-84-2555

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、**27年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。**

事業場の名称	株式会社 南部建設
事業場の所在地	和歌山県 日高郡 みなべ町 芝 308番地
事業の種類	6 総合工事業
産業廃棄物処理計画における 計画期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	720t	全処理委託量	720t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	650t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類:

1

(産業廃棄物の種類: がれき)

量物價有

不要物等発生量

自ら直接
再生利用した量

排量	300 t
----	-------

①排出量	項目	実績値	300 t
------	----	-----	-------

⑤自ら熟回収を行った量	⑥自ら中間処理により減
行つた量	量

⑩ 海洋投入処分を行った量	300t
⑪ 全處理委託量	⑪ 優良認定処理業者への 委託量

委託量	300t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

自ら中間処理した後
再生利用した量

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

3000

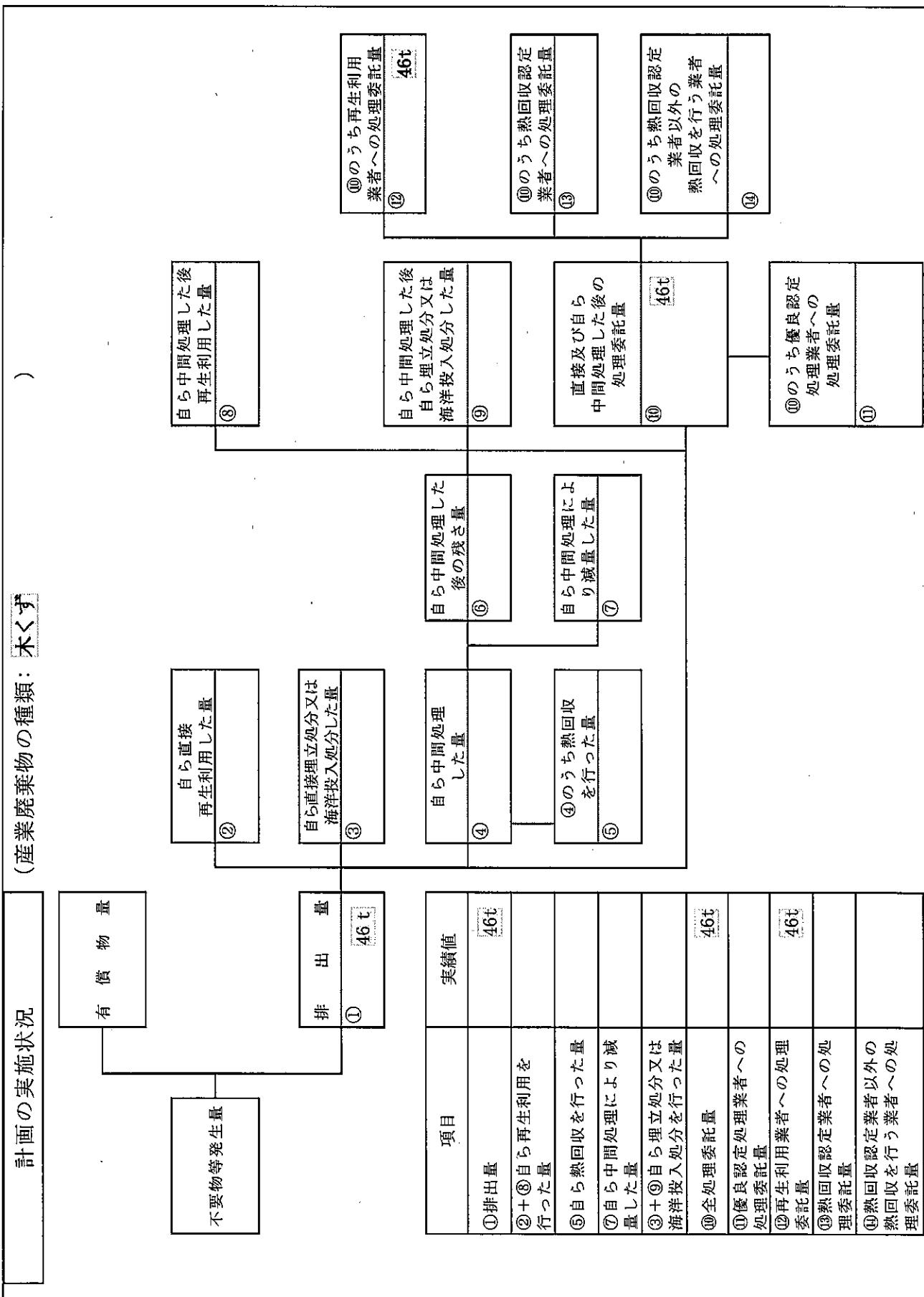
④のうち民間業者への
処理委託量

(第2面)

計画の実施状況		(産業廃棄物の種類: がれき)	
項目	実績値	項目	実績値
①排出量	300t	②自ら直接再生利用した量	③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量
④自ら中間処理した量	300t	⑤自ら中間処理を行った量	⑥自ら中間処理した後の残さ量
⑦自ら熱回収を行った量	300t	⑧自ら中間処理により減量した量	⑨自ら埋立処分を行った量
⑩全処理委託量	300t	⑪優良認定処理業者への処理委託量	⑫再生利用業者への処理委託量
⑬熱回収認定業者への処理委託量	300t	⑭熱回収を行う業者への処理委託量	⑮優良認定業者への処理委託量
⑯熱回収を行なう業者への処理委託量		⑰うち再生利用率	500t
⑱うち熱回収認定業者への処理委託量		⑲うち再生利用率	500t
⑳うち優良認定業者への処理委託量		㉑うち熱回収認定業者以外の処理委託量	

計画の実施状況

木くず (産業廃棄物の種類)

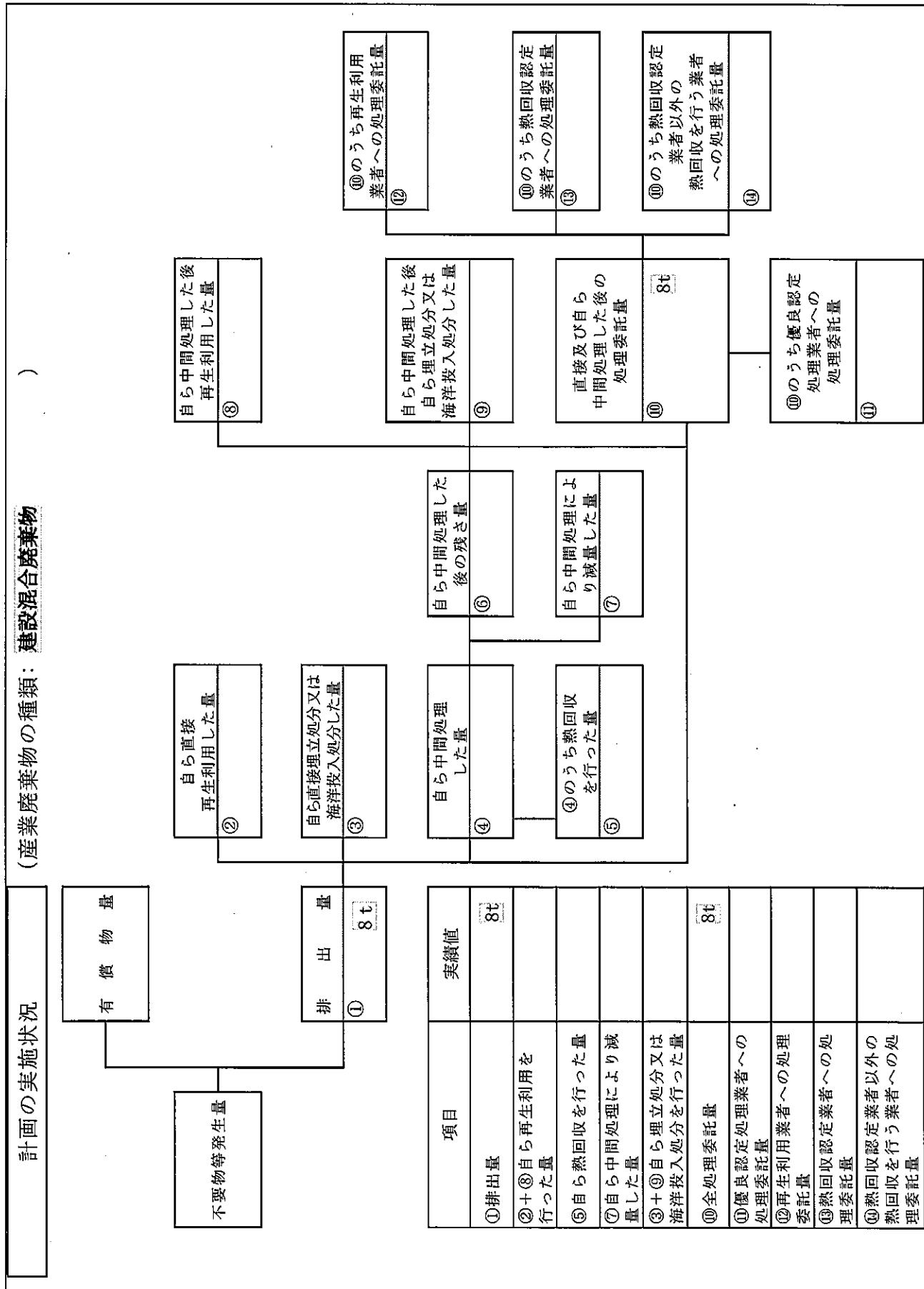


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：建設混合棄物)

1

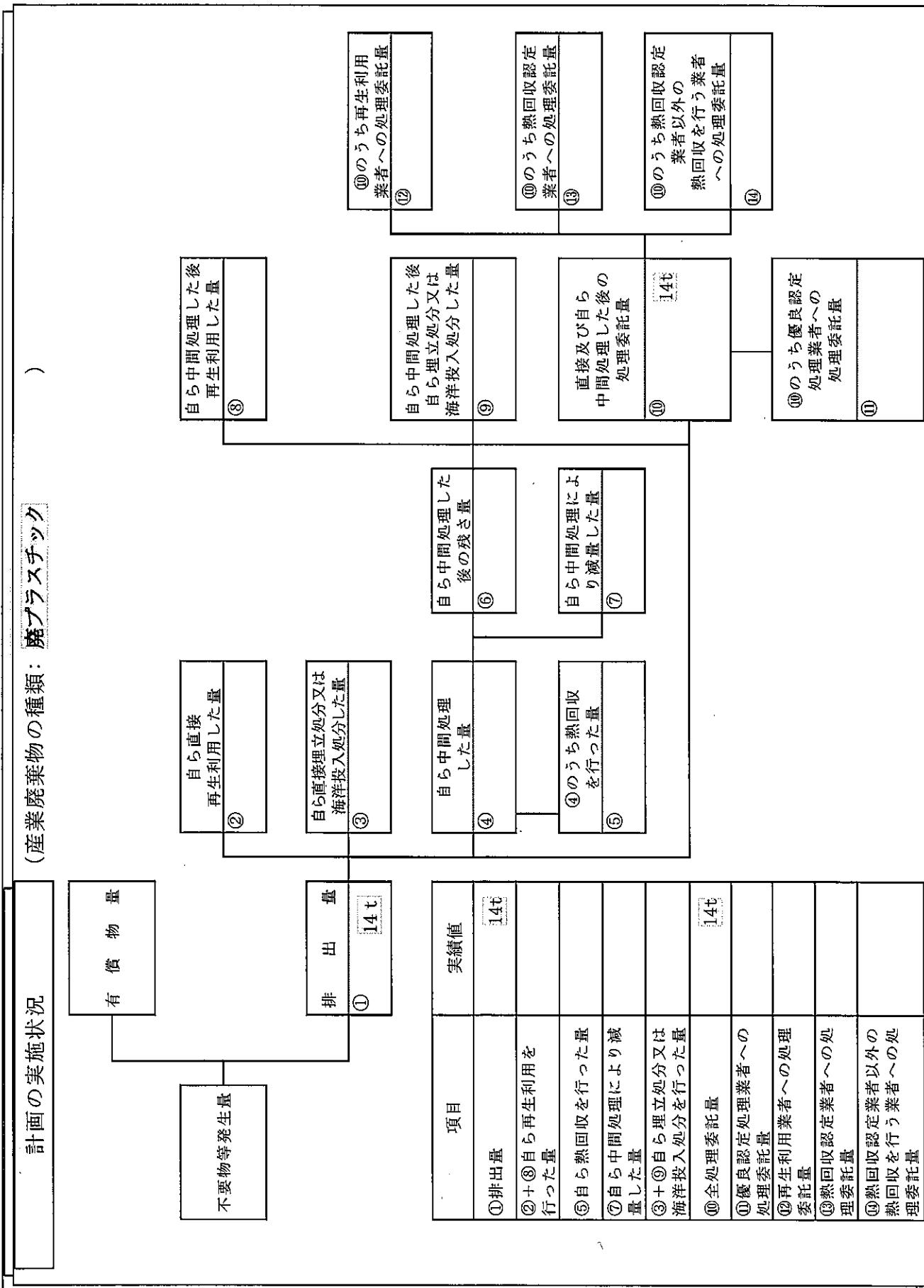


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

アラスチック
アラスチック

1



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。